

# ○大府市中小企業等応援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上減少及び業績悪化が顕著となった中小企業者等の経営基盤の強化を図るため、市内事業者に対し、予算の範囲内で交付する大府市中小企業等応援助成金（以下「助成金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を含む。以下同じ。）及び複数の中小企業者で構成される企業グループをいう。ただし、企業グループについては、これを構成する中小企業者のうち2分の1以上は、本市に事業所を有するものでなければならない。
- (2) 事業所 物の生産又は販売、サービスの提供等が事業として行われている場所をいう。
- (3) 市内事業者 市内に本社（個人事業主の場合は、住所）を有し、かつ、市内で事業を営む中小企業者等

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内事業者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和2年3月から12月までのいずれかの月の売上高が前年同月比で20%以上50%未満の範囲内で減少している者
- (2) 国が支給する持続化給付金の受給対象とならない者
- (3) 愛知県が支給する新型コロナウイルス感染症対策重点医療機関支援事業費補助金、救急・周産期・小児医療機関院内感染防止対策事業費補助金及び医療機関院内感染防止対策事業費補助金の受給対象とならない者
- (4) 愛知県・大府市新型コロナウイルス感染症対策協力金、おおぶ飲食店応援助成金又は大府市理美容事業者休業協力金を受給していない者
- (5) 本市において令和2年1月1日以前に創業し、市税を滞納していない者
- (6) 交付申請日又は交付決定日において倒産又は廃業していない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、10万円とする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を、市長が定める期日まで

に、市長へ提出するものとする。

- (1) 大府市中小企業等応援助成金交付申請書（請求書）（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 営業活動を行っていることが分かる書類
- (4) 振込先口座が分かる書類

（助成金の交付の決定及び通知）

第6条 市長は、申請書を受理したときは、速やかに、その内容を審査し、その適否を決定し、当該申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 前項の規定により助成金の交付を決定したときは、大府市中小企業等応援助成金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定により助成金の不交付を決定したときは、大府市中小企業等応援助成金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定により助成金の交付を決定した場合、申請者に対し助成金を交付する。

（交付決定の取消し又は助成金の返還）

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第5条の規定により提出した誓約書の内容に違反したと認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が助成金を交付することが不適切であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、当該交付を受けた者に対し、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（検査等）

第9条 市長は、申請者及び助成金の交付を受けた者に対し、助成金の交付対象となる事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（受給権の譲渡、担保の禁止）

第10条 助成金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年7月10日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用期間）

2 この要綱は、施行日から令和3年1月15日までの間に交付申請された助成金について適用する。